

# 母後の内裏居住と王権

東海林 亜矢子

はじめに

古代の都城（宮）の研究は、近年の発掘調査の成果を分析することで、平城宮を筆頭に大きく進展している。中でも宮内の建物の変遷や居住法からは王権の在り方の変化が導き出されている。例えば、元来、宮外に住み独立性の強い家政機関や財産を持ち国政の一翼を担っていた皇后は、奈良末になるとその居所が宮内に取り込まれた（「皇后宮の退転」）。これにより皇后の組織は天皇のそれに取り込まれ、自立性を失った皇后の地位は低下したという<sup>(1)</sup>。一方、平安時代初めに起こった薬子の変をきっかけに、天皇と同じ宮に住んでいた太上天皇が宮外に住むようになった。これは太上天皇がこれまで「もう一人の天皇」として握っていた統治権を放棄することを意味したという<sup>(2)</sup>。こうして太上天皇を宮外に出し太政官組織から切り離し、逆に皇后は宮内後宮に取り込むことで、両者から共同統治者としての権力を奪い、王権の所在を天皇に集中させたことと対応して出来上がったものが、われわれのよく知る平安宮大内裏および内裏のプランである。

その後、さらに天皇や后や皇太子などの居住の仕方に変化が起ることも以前から知られている。天皇居所が全体的に見れば仁寿殿から清凉殿に移ること<sup>(3)</sup>、后の居所が常寧殿から弘徽殿や飛香舎（藤壺）に移ること、九世紀後半以降、母后が天皇と共に内裏に住むようになることも多くの先学が指摘されている<sup>(4)</sup>。また十世紀前半に皇太子居所が内裏外の東

宮から内裏内へ取り込まれることも明らかになっている。<sup>(5)</sup>

しかしながら、現状ではそれらの事実を統合した上での後の居所の考察は不十分であるように思う。そこで本論文では、平安初期から中期の花山朝にかけて、后をはじめ天皇、太上天皇、皇太子、皇子女などの居住場所について詳細に史料をおい、后とその夫や子との関係を検討したい。<sup>(6)</sup>そしてこれを通じて、王権内における後の地位や役割の変化解明の一端にせまりたい。さらにはいわゆる摂関政治という政治形態との関連についても何らかの解答を見出したいと考えている。

なお、文末に内裏図、主要人物の居所対照表等をかかげたので、適宜、参照されたい。

## 第一章 天皇と妻后の時代 — 嵯峨朝—仁明朝

平安時代最初の妻后を立てた嵯峨天皇は、中国的な天皇皇后の男女役割分担を導入、皇后宮職を縮小・改編し、<sup>(7)</sup> 天皇と共同統治することも含まれていた後の権能<sup>(8)</sup> 后権を、後宮を統率する権能<sup>(9)</sup>、もしくは天皇親祭を助ける権能<sup>(10)</sup>を中心とするものへと変化させた。この嵯峨朝において、「退転」した皇后宮を組み込み、天皇のための空間を支える付属的空間としての後宮部分が出来上がったと言われる。<sup>(11)</sup>つまり平安宮内裏において後宮及び後宮の住人は天皇に従属するものとしての位置付けがはつきりなされていたのであった。天皇居所は基本的に内裏仁寿殿、そして皇后（妻后）居所は常寧殿である。内裏図を見れば明らかかなように、常寧殿は、内裏の中心線上に位置し紫宸殿や仁寿殿の真北にある、皇后の公的執務室と居室の役割をあわせもつ後宮正殿であった。<sup>(12)</sup>

実は嵯峨妻后橘嘉智子の殿舎を直接明示する史料はない。しかし、『延喜中宮式』御贖条には「西廊殿」という名称の殿舎が登場する。これは嵯峨朝弘仁九年（八一八）の殿閣改号以前の呼び名と考えられる。つまりこの条は『弘仁式』にあったものに違いなく、この儀礼を行なっていた人物は同六年に立后した皇后嘉智子に特定できる。「西廊殿」があると

いうことは「東廊殿」もあつたわけで、左右に脇殿を持つ後宮殿舎は常寧殿しかありえない。常寧殿は嘉智子当時から皇后居所であつたことが推定できるのである。次の淳和朝の皇后正子内親王も同じく常寧殿を居所としたと考えられる。

淳和朝において、今上の兄の妻という立場である皇太后橘嘉智子は夫嵯峨太上天皇と共に大内裏外の冷然院を居所とし、所生の皇太子正良親王は大内裏内の東宮を居所とした。嘉智子は仁明朝では今上母后であるが、夫崩御後もやはり大内裏外の冷然院や嵯峨院に住む。仁明朝において今上のおじである淳和太上天皇とその妻皇太后正子内親王は皇太子恒貞親王（東宮在住）の父母であるが、やはり大内裏外の淳和院を居所としていた。

このように、この時期、天皇は内裏仁寿殿に、妻后は内裏常寧殿に住み、皇太子は大内裏内で内裏外の東宮、太上天皇とその妻后は大内裏外に住むという居住形態ができあがっている。居住の基本は夫婦にあり、天皇も皇太子も決して父院（父天皇）や母后と同居することはなかつた。<sup>(13)</sup> また、嵯峨のときに、讓位は前もって大内裏外へ遷御して行なうことが儀式化されたが、これは一瞬たりとて先帝が内裏にいることを避け、王権の主体を明確化するためといわれる。薬子の変をきっかけにして、先帝は内裏へ入ることができないという不文律ができたことは先学の指摘があるところである。<sup>(14)</sup> この時期に父母権を可視的に表現する朝覲行幸がはじまったことに代表されるように天皇家内部における父母子秩序が確立し、<sup>(15)</sup> 太上天皇は家父長として天皇の上位に位置付けられた。その一方で、あくまで天皇のみが百官を統率し内裏において日常的な一般政務を行なうのであり、ひいてはそれを象徴する内裏という場の「唯一の主人」となったのである。<sup>(16)</sup>

先帝后についても同様である。現天皇の尊属として天皇家内部においては天皇の上位に位置し、朝覲行幸では拜礼を受ける立場の母后であっても、あるいはそれゆえに、先帝后は所生天皇と同居できなかった。后についても、夫の讓位直前に夫と共に大内裏外の後院へ遷御し、それ以降は内裏に入ることができないという大原則が生まれていたのである。これは中国的男女役割観を重視した嵯峨天皇により、内裏における居住形態の基本が親子関係ではなく夫婦関係におかれたということであるが、それに加えて、光明皇太后に代表されるように先帝の后も王権の主体を天皇に一本化させる際の妨げ

になると考えられていたことも意味しよう。先帝の内裏不参入に付随するものとしてではなく、先帝后のみであつても決して内裏へは入れなかつたことは、仁明朝に内裏修造のため冷然院が仮内裏となつた時の事情を見ると明らかである。

承和九年（八四二）四月十一日、内裏修造のため、天皇や皇太子らは冷然院に遷御した。天皇の父母である嵯峨太上天皇・太皇太后橘嘉智子は嵯峨院にいたが、七月十五日、嵯峨は崩御する。やがて十一月十七日、天皇は内裏に還御するが、まもなく十二月五日に嘉智子が嵯峨院から冷然院に遷御しているのである。<sup>(17)</sup>明らかにかが子である仁明天皇が冷然院からいなくなるのを待つての遷御である。嘉智子はこの仮内裏中に起きた承和の変においても大きな役割を演じた権力者の一人と言われ、また仁明には妻后は存在しなかつたが、それでも母后が天皇と同居することは一時的にも許されなかつた。母后は先帝と共に、仮内裏を含め天皇の住まう場から完全に排除されていたのである。まさに内裏の中心は現天皇およびその妻后のみである時代だったのである。ただし一方で、仁明朝においては天皇居所は清涼殿であり、また妻后が立てられなかつたために常寧殿が本来の目的で使われることはなかつた。

## 第二章 天皇と母后の時代 — 文徳朝と醍醐朝前半

### 第一節 内裏外における天皇后の同居開始

#### ① 文徳朝

文徳天皇の治世約八年半および清和天皇の治世前半の七年間、天皇居所は内裏になかつた。このことを明らかにされた目崎徳衛氏は、その理由として、文徳天皇と外戚藤原良房の間に「隠微ながら相当な摩擦・対立」があつたことを推定さ

れている<sup>(18)</sup>。実はこの間に居住形態において大きな変化が生まれた。仮内裏において天皇と生母の同居が開始されたのである。以下、詳しく見ていく。

文徳天皇は嘉祥三年（八五〇）三月、踐祚した。ときに二十四歳である。父仁明天皇崩御のときは内裏清涼殿上に侍っていたが、まもなく東宮雅院に遷御し、この後約三年間、東宮を居所とした。ついで文徳は仁寿三年（八五三）二月に大内裏内の梨下院へ遷御する。更に翌齊衡元年四月、冷然院に遷御、ここで崩御までの四年間を過ごす<sup>(19)</sup>。天皇が治世中一度も内裏に住まなかったのはもちろん初めてのことであった。

文徳朝の皇太子は、文徳踐祚直後に誕生し、生後八ヶ月で立太子された惟仁である。初の乳幼児の皇太子であった。当時、仮内裏は東宮であったが、皇太子もまた東宮を居所としたようである<sup>(20)</sup>。さらに冷然院が仮内裏であった時も皇太子居所が同院内にあったことは、文徳崩御の二日後にあたる天安二年（八五八）八月二十九日に皇太子（新天皇清和）が冷然院から東宮に遷御していることからわかる<sup>(21)</sup>。皇太子生母である女御明子は天皇とともにあったであろうから、つまり、所生子と内裏外とはいえ同居していたことになる。皇太子が父母と同じ御所に居住したのは初めてのことであった。

文徳生母の順子は文徳即位式において皇太夫人とされた。これにより、厳密には夫人という臣下の地位ではあるが、後の附属職司である中宮職が設置され基本的に後の一員として扱われるようになる。しかし前代まで同様、天皇と同居することはできず、東宮仮内裏時当初は東五条院に遷っている<sup>(22)</sup>。次に仁寿二年正月三日の朝覲記事によると、このとき順子は冷然院にいた。天皇が梨下院を居所としていた間の順子の居所は不明であるが、齊衡元年（八五四）正月二十八日に朝覲行幸が行なわれているため、梨下院以外に住んでいたことがわかる。引き続き冷然院を居所としていたのではないか。

既述のように文徳天皇はこの年の四月から天安二年八月の崩御までの四年間、冷然院を居所とする。この間の母后順子の居所を示す史料はない。文徳崩御時に東五条宮にいたことは確かであるが（後述）、いつ冷然院を出たのかは不明である。そこで行幸に注目してみると、文徳天皇の冷然院遷御以前は、四年で二回もしくは三回、母后居所への行幸記事があ

るのに、遷御後は一例もない。前代の仁明朝では在位十七年間で、三カ年以外は毎年、朝覲を含め母后居所への行幸が見えている。これらに対して文徳冷然院遷御後の四年間、行幸記事がないのである。これだけのことから断定するのは困難であるが、仮内裏という状況下で天皇と母后が同居していた可能性はかなりあるのではないだろうか。<sup>(24)</sup> 順子が皇太夫人から皇太后になり正式な「后」となったのが天皇の冷然院遷御直後であったことも気になるし、当時、従来の慣例を破って皇太子とその父母が同居していたことも補足材料になろう。

以上のように文徳朝は、天皇居所が内裏外であるという特殊な状況のもとで、天皇と皇太子と皇太子生母（女御）が同居していた初例であった。一方、天皇と母后は少なくとも治世前半は同居していなかったが、後半は一時的にせよ、同居していた可能性を指摘できるのである。

## ② 清和朝前半

清和朝は貞観七年（八六五）までの七年間、大内裏内の東宮を仮内裏としていた。この期間の天皇祖母順子、生母明子を中心に検討する。皇太子は立てられていない。

清和天皇は文徳崩御の二日後、冷然院から東宮へ遷御する。この遷御にあたって皇太后順子は東五条宮から前もって冷然院に入り、九歳の新帝と同輿して東宮入りした。<sup>(25)</sup> また即位儀において大極殿高御座の東幔幕後方の御座につき天皇を擁護したと考えられる。同輿も大極殿御座につくことも后にしか許されないものであったから、いまだ女御位の生母明子には不可能であり、后位にある祖母順子が行なったのである。<sup>(26)</sup> 九歳の幼帝であるから、それらの公的な場における擁護以外にも日常的・生活上の介添えが必要であったであろう。仮に文徳朝において一時的にせよ所生天皇との同居が行なわれていたのならば、祖母后順子の同居はなおさらたやすかったであろう。順子は八ヶ月間東宮に滞在した後、弟右大臣良相の西京三条第を経て東五条宮に還御し、以後、<sup>(27)</sup> ここを居所とした。

母女御明子は清和の即位式で皇太夫人に立てられ、さらに貞観六年の天皇元服により皇太后となる。清和と同じ東宮に住んでいたことは『三代実録』同八年十一月十七日条に「皇太后遷レ自二東宮一、御二常寧殿一。」とあることから明らかである。明子は、遅くとも順子が東宮を出た貞観元年四月には東宮に遷御していたであろう。皇太夫人として「后」となった明子は所生天皇を擁護し同居することが可能になったのである。

明子居所は東宮内の北殿であったと考えられる。「喚二左右近衛楽人於北殿東庭一奏二音楽一。中宮（明子）別賜二中将以下近衛以上御衣並布一各有レ差。」という記事から推測できる。<sup>(28)</sup>前年に北殿で息災法が修されたのも明子のためである。<sup>(29)</sup>北殿が東宮内にあることは、『延喜春宮坊式』が載せる東宮内殿舎の中にその名が見えることから間違いない。<sup>(30)</sup>一方、東宮内殿においては、最勝会論義や灌仏会、仏名会など、天皇居所で行なわれるべき儀が繰り返さされているから、清和はここに住んでいたであろう。<sup>(31)</sup>前殿・内殿（中殿）・北殿は、その名称から類推するに内裏の紫宸殿・仁寿殿・常寧殿と同様の位置関係にあり、役割も同じだったのではないだろうか。ここからすると、内裏入御後に母后が常寧殿に住まうことの下地がある程度できていたということもできよう。

以上のように、文徳朝・清和朝前半に天皇が内裏外に住むという特殊な状況下において、天皇と母后もしくは祖母后、あるいは皇太子と父天皇・母女御が同居していた。内裏は天皇および妻后が唯一の主であり、先帝后や次代天皇は排除され、したがって天皇と生母、皇太子と生母は同居できないという嵯峨以来の大原則が崩れていることが確認できる。

## 第二節 内裏における天皇后の同居開始

### ① 清和朝後半

貞観七年（八六五）八月、前年に元服した清和天皇は東宮を出て、太政官曹司庁に方違えした後、十一月ついに内裏仁

寿殿に入った。内裏に天皇が戻るのは実に十五年余ぶりのことである。生母の皇太后明子はその一年後の翌八年十一月に内裏へ入御した。居所は常寧殿であった。<sup>(32)</sup> 妻后不在のこの時期に、妻后の執務室兼居室として造られ、実際に嵯峨朝淳和朝の妻后が使用した後宮正殿は、母后の手にわたったのである。

皇太子には生後一カ月半の貞明親王が立てられた。東宮に入御している。<sup>(33)</sup> その生母女御藤原高子の居所は天皇と同じ内裏内と考えられるので、乳児の皇太子とは別所に住んでいたことになる。天皇とは異なり皇太子の居住方法は、正式の内裏還御とともに仁明朝以前の原則に立ち返っている。ここからすると、仮内裏期に皇太子が父母と同居したことは、天皇が内裏外におり、皇太子居所を天皇居所と別所に設定することが難しかったために生じた便宜的な措置でしかなかったと考えられる。<sup>(34)</sup>

天皇の場合も、仮内裏期に母后との同居がかなり馴染み深いものになったとはいえ、正式の内裏は天皇およびその妻后のものという意識はいまだに存在していたように思われる。前述のように、清和天皇の内裏初入御に母后明子は同行していない。母后入御が一年余遅れたのは、貞観七年ごろ数ヶ月にわたって明子が「御惱」であったこと<sup>(35)</sup>も関係しているかもしれないが、それ以上に、母后、つまり先帝キサキの内裏入御の禁を破ることへの躊躇があったのではないだろうか。このとき清和天皇は元服をすませた十六歳でキサキもおり、母后による生活上の介添えの必要性は低い。明子は里第ではなく東宮にい続けていたので、同居解消が完全に決まっていたとは考えにくい。内裏での同居に人々の反対があった可能性は高い。

実は、明子が内裏入御を果たした貞観八年は応天門の変が起きた年である。閏三月に応天門が炎上し、九月に大納言伴善男が配流された。その最中の八月に明子の父太政大臣良房が臣下にして初めての摂政に任じられる。応天門炎上の真相はともかく、良房がこれを最大限利用し政権を掌握したことは多くの先学が指摘されている。その勢いをもって良房が、平安宮においてなされたことがなかった先帝キサキの内裏入御を敢行したのではないかと考えられるのである。<sup>(36)</sup>



この時期、平安宮大内裏の場の使用に關してもうひとつ重大な変化があつた。良房が大内裏内、それも明子の皇太后宮職が置かれていた職御曹司に直廬を持ったのである。<sup>(37)</sup>公卿直廬が職御曹司に置かれた初例であり、これ以降、藤原氏長者直廬として世襲されていく嚆矢であつた。<sup>(38)</sup>朱雀朝には母后穩子が支配した内裏後宮の中に外戚である摂関が直廬を持つようになるが(後述)、母后とそれに便乗する外戚の關係が場に現われる形の先驅である。穩子と比べて明子がどれだけ積極的に関わつたかはともかく、仮内裏、そして内裏に住むことが可能になった母后の存在ゆえに、母后の父が大内裏内の后宮職御曹司に直廬を持てたのであつた。

明子の内裏常寧殿在住が直接確認できるのは貞観十年十二月七日までであるが、同十四年七月と八月に明子は染殿宮へ行啓しているため、この時期も内裏に住んでいたのであろう。<sup>(39)</sup>一方、同十六年に少なくとも数ヶ月は、染殿宮から大内裏内の職御曹司に遷御し、同十八年には所生の齋院儀子内親王が「皇太后宮染殿宮」に退出している。<sup>(40)</sup>つまり明子は貞観十四年九月以降同十六年二月以前に内裏を出て染殿宮に居を移したと考えられる。

ここで上記の職御曹司遷御を詳しく見てみたい。「三代実録」によれば、貞観十六年二月二十七日条に「皇太后移レ自ニ染殿宮一、御ニ職院一(在ニ左近衛府西一)。」とあり、三月十九日条の「帝設ニ宴於皇太后宮一。」を含め、内裏入御をうかがわせる記事はない。三月八日条では左近衛府が「皇太后職院」に、四月六日条では左兵衛府が「皇太后」に献物しているが、これは両衛府が職御曹司のほど近くに位置しているためと解されるから、このときも明子は職御曹司にいたことになる。つまり明子は大内裏内に来ているながら内裏にはいらず、天皇主催の宴も内裏外で行なわれ、やがて染殿へ戻つたと考えられる。<sup>(41)</sup>明子の内裏居住は完全に解消されていたのである。すでに同十一年に明子の義妹にあたる女御高子が生んだ貞明親王が皇太子に立てられ、天皇家にとつても摂関家にとつても次代への継承は順調に進んでいた。また同十四年九月二日には時に天皇と対立した太政大臣良房が薨去している。それゆえ、そもそも先帝キサキの内裏入御の禁をあえて破る必要性が薄れたために、明子は内裏を退出し、それ以降は内裏には一切入らなかつたのではないだろうか。清和朝に

おいては母後の内裏居住は恒常的なものとしては定着していなかったと考えられるのである。

貞観十八年十一月、清和天皇は内裏を出て母後のいる染殿宮に遷御し、ここで譲位する。嵯峨朝などの譲位の仕方と似ているが、一緒に内裏を退出すべき妻后が不在であり、退位と同時に母后との同居を再び始めている点が注目される。

## ② 陽成朝

九歳で践祚した陽成はその三ヵ月後に東宮から内裏仁寿殿に入御した。譲位までの七年弱の間、その約半分を過ごした清涼殿以外に、弘徽殿、常寧殿、綾綺殿も使用している。ただ、東宮から内裏に初入御した場所は仁寿殿であり、いまだ同殿は天皇居所としての位置を保っていたとみられる。

陽成母后高子は即位式において皇太夫人となり、やがて皇太后となる。居所は内裏常寧殿であった。<sup>(42)</sup> 注目すべきは、夫の太上天皇が存命であったのにもかかわらず、母后が夫とではなく子と同居していたという点である。高子は陽成内裏入御直後に「太上天皇染殿宮」に行啓し即日還御していることから、すでに夫清和とは別居していることがわかり、内裏にいたものと考えられる。<sup>(43)</sup> また清和太上天皇崩御の翌日に陽成天皇が常寧殿に遷御した理由は「近ニ於中宮所<sub>レ</sub>居也。」とされる。<sup>(44)</sup> 高子は夫の崩御にあつても内裏常寧殿を動かなかったであろう。

つまり陽成朝は、天皇と母后、太上天皇とその母后がそれぞれ同居しており、天皇母后と太上天皇は夫婦でありながら同居していなかったわけで、<sup>(45)</sup> 居住形態において母子関係が夫婦関係よりも優先されていたことがわかる。母后が藤原高子という独特の人物であることも理由の一つかもしれないが、それにしても母子関係を軸とした居住法及び母後の内裏在住が定着してきたといえよう。一方で、高子の内裏退去は所生天皇退位時ではあるが、陽成はこのときまだ十六歳であり、在位が続く次代への継承も順調に進んでいけば、いずれ高子が内裏から退去していた可能性は残る。

### ③ 宇多朝

二年余の光孝の在位を経て即位した宇多天皇の治世初めも、天皇は内裏に入れなかった。太政大臣基経と阿衡の紛議などでもめたためか、二十一歳の宇多天皇は踐祚の翌日、東宮に移御し二年半近くを過ごす。そして基経薨去の一カ月後、寛平三年（八九一）二月十九日、東宮から内裏清涼殿に入御を果たす。以後、讓位までの六年以上を清涼殿で過ごした。

宇多即位とともに皇太夫人となった生母班子女王は天皇と共に東宮に遷御し、さらに共に内裏に遷御した。天皇の東宮居所時は明子の例にならって東宮北殿に住んでいたのではないか。<sup>(46)</sup>内裏内での居所は後宮正殿常寧殿である。<sup>(47)</sup>宇多が三十一歳で讓位するまで内裏におり、<sup>(48)</sup>完全に成人している天皇と正式の内裏で同居し続けている。

寛平五年、九歳で皇太子に立てられた敦仁親王は東宮に入御する。<sup>(49)</sup>母女御藤原胤子の居所は不明だが、次々と皇子女を産んでおり、天皇が東宮にいるときは東宮、内裏に遷った後は内裏に住んでいたことであろう。

### ④ 醍醐朝前半

醍醐朝は前半と後半にわけられる。前半は延長元年（九二三）四月二十六日、藤原穩子が立后する直前までとする。

醍醐天皇の居所は踐祚当日から最晩年まで一貫して清涼殿であった。

生母胤子は即位前に卒しており、基経女の宇多女御温子が醍醐の養母という資格で皇太夫人に立てられた。<sup>(50)</sup>しかし宇多讓位とともに内裏を出たのは、先学が指摘されるように天皇生母ではなかったためである。つまり血縁関係のない養母は立后されても内裏に住むことは不可能であった。言い換えれば、内裏在住の資格は后であることや形式上の母であることではなく、まさに血縁そのもので結ばれた実母であることにあったのである。

宇多朝において内裏常寧殿にいた班子女王は、所生の宇多と共に内裏を出て東三条院（洞院）を居所とし、二年半余後、崩御する。宇多上皇はそれ以前に洞院を出て、朱雀院や亭子院、仁和寺、中六条院などを居所とした。

讓位後の宇多が大きな権力を握っていたことは有名であるが、それでも内裏には入れなかったことを確認しておきたい。延喜元年（九〇一）の菅原道真左降事件の時、宇多法皇は大内裏には入ったが、内裏入御は阻まれている。<sup>(52)</sup>やはり薬子の変以来、平安時代の太上天皇は一貫して内裏からは排除された存在であり、それは、同じく排除されていた母后が内裏に居住するようになった後も決して変わらなかったのである。<sup>(53)</sup>

前半期の皇太子は保明（崇象）親王である。延喜四年、二歳で立太子され、職御曹司を経て東宮にはいった。<sup>(54)</sup>延長元年三月二十一日、東宮にて薨去する。いまだ女御の生母穩子の居所は内裏弘徽殿であった。<sup>(55)</sup>

以上、本章では、天皇と母后の同居が成立して以降、醍醐朝前半期までを見てきた。この時期、内裏における天皇の居所は一定していない。清和・光孝は基本的には仁寿殿、宇多・醍醐は清涼殿を居所にしており、傾向としては、徐々に仁寿殿から清涼殿に変化している。また妻后は立てられず、母后が内裏常寧殿に住むのが例となっている。この天皇と母后の同居は、所生天皇が幼いか否か、夫が生きているか否かに関係なくあらわれ、あくまで天皇と血縁でつながった生母であるということに依拠していた。一方、皇太子は、仮内裏期には生母と同居したこともあったが、天皇の内裏還御後は再び東宮を居所としており、内裏にいる父母とは同居していない。つまり天皇についてのみ母子同居が成立し、内裏の中心は天皇と母后になったのである。

ところで、最近、摂関政治と母后内裏在住の関係についての指摘が相次いでいる。最初に直接言及されたのは吉川真司氏で、九世紀後半に母后が内裏に同居して天皇への日常的な「後見」を行なったことと良房の政権掌握が並行していることに注目し「母后の『後見』が摂関政治と不可分であった」とされた。<sup>(56)</sup>また、古瀬奈津子氏や服藤早苗氏も内裏同居によって母后が「後見」を行なうことが可能になり、それを利用あるいは代行することによって摂関政治が成立したという評価をされている。<sup>(57)</sup>しかし一方で、なぜ母后が天皇と同居するようになったのかについての指摘はほとんどなされてい

ない。そこで、母后同居が始まった理由とその意義について考えてみたい。

既述のように、母后同居が開始された文徳朝もしくは清和朝は、外戚良房との対立を主な原因として天皇が内裏に住めないという異常事態にあった。<sup>(58)</sup> 平安時代初期に、太上天皇や皇后が共同統治者として分担していた王権を今上天皇に一本化したため、文徳のように太政官の実力者とうまういかなかったり、清和のように幼少の天皇がうまれると（幼少天皇の誕生が可能なほどには王権が安定していたわけではあるが）、それは王権、ひいては国家の動揺に直結する可能性をばらんでいた。天皇が内裏に住めない状況に象徴されるような王権の不安定さは、天皇家にとっても、藤原氏を含めた廷臣たちにとっても非常に憂うべきことである。そこで考えられた解決策もしくは危機を未然に防ぐ方法が、天皇と母后の同居だったのではないだろうか。

倉本一宏氏は摂関政治の政権構造モデルを作成する際、ミウチ意識を測る尺度の一つに天皇生母の存否（生死）をあげておられるが、<sup>(59)</sup> 単なる生死ではなく同居かどうかも重要な尺度となるであろう。氏は、天皇と摂関の血縁関係も婚戚関係も濃いという、最もミウチ意識が強く「権力核」を構成できるパターンに文徳―良房もあげておられる。にもかかわらず文徳と良房がうまく「権力核」を構成できずに対立することになったのは、紐帯となるべき母后順子が皇太子時代も天皇時代（少なくともその前半）も文徳と共になかったためにミウチ意識をうまく作れなかったからではないか。その反省から文徳朝後半もしくは清和朝に、天皇と母后の同居という新たな居住形態が誕生したのではないだろうか。倉本氏や吉川氏の言われる「後見」―一般的・理念的な「世話」「後ろ楯」ではなく、同居を前提とした直接的かつ日常的な奉仕―の重要性はいうまでもないが、天皇・母后・外戚という三者の距離感を縮め、ミウチ意識を醸成するためのシステムとして、天皇と母后の同居、そして母后の内裏居住が創出され、結果として日常的な「後見」、あるいはそれを実際に行なう女官を統率する権能を母后が把握し、その象徴である常寧殿を居所としたと考えられるのである。<sup>(61)</sup>

これはその時の母后を出していた藤原北家の一流に大きな副産物をもたらした。母后が内裏に住み、後宮支配権を持つ

ということ、現天皇のキサキの選定権をより直接的に持つことにつながるからである。<sup>(62)</sup>つまり母后一族による次代母后の再生産を容易にするわけで、結果として特定一族が母后を独占する状況を生みだしやすくし、家流としての摂関家が誕生する一要因となったにちがいない。

紐帯となる人物として、妻后ではなく、内裏から排除されていたはずの母后が選ばれたのは、天皇に対して親権を行使できる直系尊属であることも大きかったであろうが、そもそも幼帝が誕生した結果、妻后を立てるまでに時間がかかってしまったためであろう。また同じく天皇に親権を行使できる父上皇は完全に天皇家側の人間であるから、紐帯としての役目は果たせない。それゆえ、内裏に居住し「後見」を行ない、同時に王権内の紐帯として天皇と摂関などの外戚を結ぶという母后の役割は、父院の代役でもなければ相対的なものではなく、絶対的・自律的なものであり、それこそが九世紀半ばに母后が手に入れた新たな権能であったと言えるのである。

以上のように、母后の同居および内裏居住は、王権の危機、ひいては朝廷の危機を回避するため、天皇と外戚のミウチ意識を育てるという政治的意図のもとに生まれたシステムであったと意義づけられる。そしてこれがうまく機能したからこそ、時期を同じくして、一般に前期摂関政治期といわれる時代が始まったと考えられるのである。

一方、ミウチ意識醸成システムとしての母后内裏在住を本来とは逆に働かせたのが宇多天皇である。宇多朝の初めはまたも天皇が内裏に住めない状況下にあった。同居の母后班子女王には有力な外戚がいなかったからミウチ意識は育てられず、結果、宇多は関白基経と阿衡の紛議でもめ、内裏に住むこともできなかった。上述のシステムがうまく動かずに政情不安が起こった一例である。基経死後、宇多はようやく内裏に入り、しかし、有力な外戚がない母后を内裏常寧殿に居住させた。基経女である女御温子を妻后に立て、温子を紐帯としていわゆる摂関家（良房―基経の一流）との間に新たにミウチ意識を育てようとはしなかったのである。<sup>(63)</sup>そして摂関を置かずに各氏各流のバランスの上に親政を行なった。つまり、宇多は本来のミウチ意識を育てるシステムとしてではなく、特定の太政官メンバーとの間にミウチ意識を育てない

ために、母後の内裏居住を逆利用したと行うことができるのである。

こうして宇多天皇によって、良房・基経の摂関政治と表裏一体の関係にあった母後の内裏居住によるミウチ意識醸成システムは停止され、摂関政治はいったん終わりを告げた。次章ではこれが再開される藤原穩子の時代を見てみたい。

### 第三章 母后「ファミリー」の時代 — 醍醐朝後半〜花山朝

#### 第一節 母后藤原穩子

##### ① 醍醐朝後半

延長元年（九二二）四月二十六日、醍醐女御穩子は皇后に立てられた。妻キサキの立后は淳和天皇皇后正子内親王が天長四年（八二七）に立后して以来百年ぶりであり、平安宮で三人目の妻后である。所生の皇太子保明が薨去し、他の成人した皇子たちを差し置いて皇太孫慶頼王が立太子するという、不安定な皇位継承を補強するために穩子の立后がはかられたのである。<sup>64</sup> 天皇と妻后が並び立っていた嵯峨朝や淳和朝のように、妻后の必要性を考えての立后ではなく、皇位継承や王権の安定のみを目的とした立后であった。つまり穩子は形としては妻后であったが、皇太子祖母（後には皇太子母）であることに力点が置かれており、当初から本質的には母后的存在であった（以下、本論文では、皇太子生母の妻后を「母后」と呼ぶ）。

新皇太子慶頼王は三歳、居所は父の凶事があった東宮を避け、職御曹司であった。<sup>65</sup> しかしこの皇太孫も二年後に薨去してしまふ。

立后時、穩子は懐妊中で、延長元年七月に兄忠平の東五条第で寛明親王を産む。そして主殿寮を経て、十一月、内裏へ

入御する。皇后としての初入内である。しかし居所は女御時代のまま弘徽殿であり、以前の妻后のように常寧殿に入ることはこの後もなかった<sup>(66)</sup>。また、翌延長二年八月には寛明が弘徽殿にいたことがわかるので、寛明は最初から共に入御したか、ほどなく内裏に入御したようである。これまでは文徳朝飯内裏期の惟仁皇太子の特例を除き、天皇以外の乳幼児が天皇御所に住んだ例はなかった。『栄華物語』巻五に一条天皇の言葉として「御子達は御対面とて五つや七つなどにてぞ昔は有りける。又内に児など入ることなかりけり」、また村上朝の話として「昔は皇子たちも、幼くおはしますほどは、内住みさせたまふことはなかりけるに」との認識が示されている如くである。寛明は天皇との対面儀以前に正式の内裏に住んだ初例である<sup>(68)</sup>。内裏に住むことができず母の里第などで育てられていた天皇の皇子女のうち、后所生子のみ幼年であつても内裏に住むことができるようになったのである<sup>(69)</sup>。

その寛明は延長三年、三歳で醍醐朝三人目の皇太子となる。『醍醐天皇御記』には「太子幼稚不レ可二別所一。仍有レ定、令レ居二宮同殿一之。」とあり、新皇太子が幼いという理由で皇后穩子との同殿が許された。寛明の同母兄である保明が二歳で東宮に入御していることを考えると、生母との同殿は単に「幼稚」であることが理由ではない。東宮、職御曹司がそれぞれ保明、慶頼の死穢にあい大内裏に適当な場所が無いこと、また菅原道真の怨霊の恐怖などが直接の理由である。と同時に、すでに皇太子という地位が変質し、内裏外に独立した宮を営む意味がなくなっていたことも大きかったであろう<sup>(70)</sup>。一方、穩子の側から見れば、所生の皇太子を内裏にとりこむことで、「母后」として権威が高まったであろう。また内裏を舞台に次代の天皇となる皇太子と「母后」とその外戚がより親密な関係を早くから形成できることも期待できるから（後述）、摂関にとつても「母后」とつても皇太子自身にとつても望ましいものであつたろう。

ただし皇太子内裏在住の根拠はあくまで生母が后であることにあつたとする認識がまだ村上朝にはうかがわれる<sup>(71)</sup>。つまり、この時点で皇太子の内裏在住が定例化したわけではない。すでに母の住む内裏にすることが可能になつていた后所生の皇子が、立太子しても引き続き内裏内に住めるようになったということなのである。つまり内裏における皇太子は



「母后」に非常に依拠した存在であった。それは皇太子居所が天皇に係る女性のための空間であるはずの後宮であったことからわかる。后所生子が生母に寄生するように内裏居住を始め、その流れの中で皇太子の内裏居住が開始されたため、母后（「母后」）が住む後宮以外に場を設定できなかったと考えられるのである。

以下、皇后穩子と皇太子寛明、そして他の所生子の居所を簡単に見ておく。穩子は延長四年、内裏外郭の桂芳坊で成明親王（後の村上）を生み、再び弘徽殿に還御している。この移動には四歳の皇太子寛明も同行し、内裏入御の際には七歳の康子内親王と生後一ヶ月の成明を伴っている。<sup>(72)</sup> 康子内親王・成明親王については醍醐朝ではこれ以外は確認できないが、このまま内裏に住んでいたと考えられよう。<sup>(73)</sup>

皇太子寛明は、醍醐天皇が許可したように基本的に「母后」穩子と同殿していることは先学の指摘通りである。<sup>(74)</sup> ただし、正式な皇太子居所は凝華舎（梅壺）であったようで、儀式の際などにはこちらを使用している。<sup>(75)</sup>

醍醐朝の最後に清涼殿落雷があり、不例となった醍醐は讓位する。後院朱雀院への遷御も果たせず、讓位の五日後に遷った大内裏内右近衛府大将曹司でそのまま崩御した。

## ② 朱雀朝

即位時、朱雀天皇は八歳、母后穩子は引き続き内裏にあった。朱雀は弘徽殿、飛香舎、常寧殿、綾綺殿と転々とし、一番長くいたのは綾綺殿であった。内裏にいる天皇が仁寿殿も清涼殿も使用せず、また、後宮五舎を居所としたのは初めてのことであった。

穩子が母后になっても常寧殿に住まなかったことは平安宮の居住史のなかでは特筆すべきことである。朱雀天皇が二年弱使用したものの、これ以降、后や天皇が常寧殿に住むことはなくなる。仁寿殿や常寧殿という巨大な塗籠をもつ古いタイプの<sup>(76)</sup> 殿舎は当時の居住スタイルにあわなくなってきたからであろうか。承平四年（九三四）の三月と十二月には

穩子五十賀が常寧殿で行なわれるが、少なくとも前者は穩子が当日に他の殿舎から遷ってきていることが明らかであり、<sup>(77)</sup>後宮正殿の格式を持つ常寧殿を儀式にのみ利用したものとされる。穩子はさまざまな殿舎に住んだが、基本的には弘徽殿が居所であるという認識があったようで、村上朝になるが、穩子周忌法会は崩御した昭陽舎（梨壺）ではなく弘徽殿で修されている。

母后と天皇は短期間を除いて基本的には別殿であり、ただし近くの殿舎を選んでいるようである。例えば天慶元年（九三八）に天皇が常寧殿から綾綺殿へ遷御したときのことである。『貞信公記』八月二十七日条には「遷二御綾綺殿一。中宮同御。」とあり、天皇とともに穩子も綾綺殿に遷御しているように見えるが、『本朝世紀』は天皇遷御のことしか載せていない。一方、十一月三日条に、『貞信公記』は「中宮遷二御北殿一。」「本朝世紀」は「中宮自二弘徽殿一遷二御麗景殿一云々。蓋逐二御在所綾綺殿一也。」の記事を載せる。これらから推測できるのは、穩子は当時弘徽殿を居所としていたが、十六歳の天皇の綾綺殿遷御に付き添い、ほどなく穩子は弘徽殿に戻ったが、弘徽殿と綾綺殿は遠いために二カ月後、綾綺殿のほぼ真北にある麗景殿に遷御した、というものである。やはり、通常、居所の昼御座で政務をみている天皇と、他の所生子と共に住んでいる母后穩子とが恒常的に同殿するのは難しかったであろう。穩子はやがて麗景殿から承香殿へ遷御するが、これも朱雀がいる綾綺殿に近い。<sup>(78)</sup>

穩子所生の成明親王は立太子前の承平二年（九三二）二月から同五年十二月まで御註孝経読書を凝華舎で行なっている。これは醍醐朝における寛明のように儀礼の場として凝華舎を用いたのであろう。同二年六月の穩子飛香舎遷御の際、『貞信公記』に「中宮御膳供二進飛香舎一。親王達膳各弁備。」とあるから、康子・成明も共に飛香舎にあったと考えられる。

成明は天慶三年二月、十五歳で元服、ついで四月、師輔（穩子甥）女安子と飛香舎において婚儀を行なう。いまだ立太子前であり、単なる一親王が内裏で婚儀をあげるのももちろん初めてのことであった。<sup>(79)</sup>成明は元服後も穩子と同殿していた可能性が高い。<sup>(80)</sup>同七年四月二十二日に立太子すると即日凝華舎に入御しており、初めて皇太子宮として内裏内に独

立した殿舎を持てたようである。<sup>(81)</sup> 康子内親王の居所が確認できるのは前述の承平二年と天慶五年の二回のみだが、いずれも母后と同殿と考えられる。天皇でも皇太子でもない親王たちは母后と共にあるからこそ内裏に住まうことができたのである。

村上への譲位により朱雀は弘徽殿へ移り、おそらく穩子と共に、方忌のため三ヶ月間滞在した後、<sup>(83)</sup> やはり共に後院朱雀院に遷御した。

### ③ 村上朝前半

村上朝において、母后穩子は朱雀太上天皇と共に朱雀院あるいは二条院を居所とした。村上天皇は実にしばしば母の居所へ行幸している。一方穩子は、天曆元年（九四七）十二月十四日に康子内親王と共に参内したことが見える。穩子は村上天皇のいる内裏に住むよりも朱雀上皇と共にあることを選択したが、内裏に入ることには自由であり、その所生の内親王（天皇同母姉）も同様であった。ただし同母兄の先帝朱雀は、どんなに望んでもやはり内裏には入れなかった。<sup>(84)</sup>

朱雀上皇が同六年八月十五日に崩御すると、五日後に母后穩子は主殿寮に遷御し、この年中には内裏弘徽殿に入っている。<sup>(85)</sup> しかしずっと病気がちであったようで、天曆八年正月四日、昭陽舎にて崩御、七十歳であった。死穢を厳しく忌む内裏において、突発的な死人を除けば、天皇以外が死ぬ例はこの穩子崩御以外管見に及んでいない。さらに翌九年正月には弘徽殿において周忌御八講が修されており、<sup>(86)</sup> これも異例のことであった。

以上、穩子について見てきたが、後宮空間に対する母后穩子の支配力の強さがみてとれる。穩子は弘徽殿、飛香舎、麗景殿、承香殿と時に応じて居所を移動し、それまでの慣例を破り所生の親王内親王も後宮に住まわせた。朱雀天皇も治世の半分は穩子居所にほど近い後宮殿舎で過ごしている。そして穩子の力を背景に穩子の近親による特定殿舎の私物化ともいふべき状況が見られる。場所は飛香舎である。<sup>(87)</sup>

朱雀朝において、飛香舎は、故保明皇太子妃である御匣殿別当のちに尚侍の藤原貴子（忠平女）の居所であった。<sup>(88)</sup>一方で穩子自身や朱雀天皇が居所として使用した時期もあり、忠平も飛香舎を直廬にしている。<sup>(89)</sup>また成明と安子の婚儀が行われ、さらに安子の居所、成明の居所であった可能性も高い。穩子を中心にと考えると、朱雀天皇と成明は息子、忠平は兄、貴子は姪にして亡き息子のキサキ、安子は兄の孫にして息子のキサキである。いわば、穩子「ファミリ」ともいべき人々が、飛香舎を引き続いて、あるいは同時に使用していたのである。前代未聞の親王の婚儀を行なうことができたのも飛香舎が一種の私有状態にあったことが関係していると思われる。十一世紀には道長一家が同じく飛香舎をなかば私有化し、娘の彰子・妍子・威子らが次々に曹司とし、道長が後宮直廬としたことは有名であるが、その先駆といえるだろう。

実際、母后穩子が大きな権力を握っていたことは有名である。<sup>(90)</sup>いくつか例をあげると、後宮関係のことについては朱雀や村上のキサキ選定のほかに、『貞信公記』天慶八年九月二日条に「但女子事令レ啓ニ中宮（穩子）一。」との記事が見える。また同九年九月一日条には「召ニ兩宰相ニ仰下遞可レ宿ニ侍禁中一之状上、是依ニ中宮御消息ニ也。」とあり、後宮とは限らないが「禁中」に常に二人の参議（穩子甥の師氏・師尹）のどちらかが宿侍するようにと命じている。『九曆』承平六年十月二十四日条には甥の師輔が、故保忠（穩子甥）のための度者の有無についてやはり穩子の仰せの通りに処理している様子が見え、実家である藤原摂関家内部のことに対して大きな発言権をもっていたことがわかる。何よりも穩子の影響力を表すのは、朱雀天皇が母后に「いまは東宮ぞかくてみきこえまほしき」と言われたために、心ならずも皇太弟に譲位したという『大鏡』巻六が伝える逸話であろう。藤木、服藤両氏が言われるように、穩子は、同じく国政を左右した一条生母東三条院詮子と同質の権限をもっていたと考えられる。

穩子以降の母后が大きな政治的影響力を持ち得た理由として、服藤氏は第一に天皇との同殿、第二に天皇に対する親権、特に父没後における母の親権の浸透を指摘しておられる。その上で更に注目したいのは、後宮空間を自身の「ファミリ」

に使わせることができるようになったという事実である。

この時期に、後宮にいる姉妹や娘に便乗する形で公卿の後宮直廬が形成されることはすでに先学の指摘のあるところである。<sup>(91)</sup>それによると後宮直廬の史料上の初出は『貞信公記』承平元年（九三二）三月十一日条で、前年に新帝朱雀の摂政に任じられた忠平が凝華舎を使って天皇権の行使といえる除目を行なったという記事である。忠平はこの後、凝華舎のほか飛香舎を使用し、除目を行なったり見参を奏させたりしている。また後宮ではないが、穩子が出産に利用し、後宮の北、内裏に准じて扱われる中重に位置する桂芳坊も直廬として使用し除目議などを行なっている。<sup>(92)</sup>従来、摂政権確立の表徴でもある後宮直廬は摂関の側から言及されてきたが、後宮の本来の住人であるキサキ側から語られることは少なかつたように思う。朱雀朝初め、忠平の時に後宮直廬が始まったということには、幼帝の母后穩子の意向を感じずにはいられない。妹の穩子が母后としてゆるぎない権威を確立し後宮を支配していたからこそ、忠平はその権威に便乗することが可能であったのであり、穩子が後押しをすればこそ後宮直廬を持つことが可能になったのである。そして兄が天皇代行として後宮直廬で除目などを行なうということは、穩子自身の権威にも跳ね返ってこよう。摂政忠平が後宮に直廬を持つことは、摂政と母后のより親密な関係につながり、さらに母后の意向を実現させやすくなることも意味しよう。奈良時代の光明皇太后は紫微中台という太政官から独立した官司をもち自分の意向を政治に反映させることができたが、穩子は太政官トップであり摂政である忠平に、後宮やその近辺に直廬を持たせることによって、より直接的に自分の意向を反映させる手段を得たのである。<sup>(93)</sup>これこそが穩子がこれまでの母后と最も違った点であり、穩子以降、母后が権力を持つ時代が始まる大きな理由のひとつではないか。同時に、後宮という場を舞台として天皇と母后と摂関がより親密になり、皇太子と次代の母后と摂関も親密になり、ミウチ意識が強固なものとなったことによって、忠平の時代が摂関制においても画期となったと考えられる。母后穩子が所生子や実家である摂関家を巻き込んだ「ファミリー」を内裏後宮空間に形成したことは、平安時代の政治史にとっても大きな意味を持つことになったのである。

## 第二節 穩子以降

以下、簡単に花山朝までを見ていく。天皇居所は基本的に清涼殿に固定された。

穩子崩御後、村上皇后に藤原師輔女安子が立つ。居所は昭陽舎、ついで飛香舎、後には弘徽殿であった。村上朝の皇太子憲平親王は生後二ヶ月で立てられ、中重の桂芳坊を居所とした。<sup>(94)</sup>遷御時に母安子が共に牛車に乗っていたのはおそらく行啓の介添えとしてであり、まもなく飛香舎に還御したのである。<sup>(95)</sup>桂芳坊は後宮にほど近いとはいえ、母と共に内裏に住むことができなかつたのは、いまだ安子が女御であつたからである。しかし結局、母安子が皇后に立てられる以前の天曆八年（九五四）に内裏凝華舎に入御した。もはや皇太子が内裏に住むのに后腹である必要はなかつた。皇太子は完全に内裏の住人となつたのである。憲平はほかに昭陽舎、襲芳舎（雷鳴壺）も居所とした。

「母后」安子所生の皇子女は皇太子以外にも内裏に住んでいた。例えば康保元年（九六四）の為平親王の子の日の遊びは内裏から出発しているし、<sup>(96)</sup>『栄華物語』が伝える安子崩御直前の有様によると、このとき健在の所生子四人全員が内裏にあつたことがわかる。さらに安子崩御後のことであるが、為平親王と源高明女の婚儀は、村上と安子の内裏婚儀を例として昭陽舎で行われ、守平親王の読書始は弘徽殿で行われている。これらからすると、彼らは安子の崩御後も内裏、それも安子居所であつた弘徽殿にいつづけ、時にやはりかつて安子が使用していた昭陽舎を用いていたと考えられるのである。<sup>(97)</sup>一方で皇后所生以外の村上皇子女はやはり内裏に住めず、例えば第一親王である広平親王にもその特権は与えられなかつた。<sup>(98)</sup>

また醍醐皇女で村上同母妹康子内親王は、母后穩子在世中は母后と共にあることが多かつたようだが、崩御後も結婚するまでは内裏にいたと考えられる。<sup>(99)</sup>

冷泉朝・円融朝・花山朝においては、冷泉・円融母后安子、花山生母の女御懷子ともに所生子即位前に薨じている。冷泉妻后の昌子内親王、円融妻后の遵子が夫讓位にあたって内裏を退出しているのはある意味では平安初期の姿であるが、これは新天皇の母后ではなく内裏在住が不可能であるからであったことは言うまでもない。

皇太子は基本的に内裏後宮にあった。たとえば円融朝の皇太子師貞親王は今上の甥、生母は女御であるが、凝華舎あるいは昭陽舎を居所としている。天皇との親子関係や后腹であることに関係なく、皇太子の内裏在住が定着したことがわかる。ただしこの頃は、内裏焼亡が何度も起き、それに伴う里内裏期間には、天皇とは別の邸に住むことも多かった。

円融朝、花山朝とも天皇生母腹の姉妹は基本的には内裏に住んでいた。円融の同母姉妹三人のうち、まず資子内親王は円融朝を通して内裏に住んでいることが確認できる。<sup>(100)</sup> 輔子内親王は内裏参入の例は見つからなかったが、冷泉朝の伊勢斎宮であったことが関係しているのではないか。もう一人の選子内親王は天延元年（九七三）の藤原媼子入内するとき、同じ輦車で内裏へ参入し、四ヵ月後、媼子が立后宣旨を受けるために里第に退去したときにも、やはり同じ輦車で退出していることが史料に残る。また、翌二年の著裳は円融出御のもと、清涼殿で行われている。<sup>(101)</sup> これ以降の内裏在住もしくは参入例が見えないのは、翌年に賀茂斎院に卜定されたためであろう。

花山朝には天皇同母姉宗子内親王が飛香舎に住んでいる。<sup>(102)</sup> 朱雀朝以降、后腹の内親王が内裏にいる例はあったが、宗子の母懷子は女御であった。天皇の同母姉妹であることが内裏在住の根拠になるという意味は、后腹であることが重要なのではなく、天皇生母の所生であることが重要であったことを表している。一方、花山同母姉の尊子内親王が内裏にいた形跡がないのは、先帝円融の女御であったからであろう。平安宮の初めから一貫して、先帝と先帝キサキたちは内裏から排除されているのである。ただ、その大原則よりも今上生母であることが優先され、母后は先帝キサキの一人であるにもかかわらず内裏に入れたということなのである。

以上、穩子の時代と、その後、花山朝までを見てきた。前章で触れたように、宇多天皇によって、内裏居住の母后を紐帯として天皇・外戚のミウチ意識を育てるシステムは停止され、摂関政治はいったん終わりを告げていた。しかし醍醐朝後半に皇太子の安定のために摂関家の穩子が妻后として立后され、内裏に入る権利を持たない宇多上皇の手が届きにくい後宮空間を支配することになった。穩子は怨霊への恐怖と后所生を根拠に所生の皇子女を内裏にいれ、ついで皇太子居所をも内裏に取り込むことに成功した。これにより、さらに次代天皇と次代母后、外戚の間にミウチ意識を育てるシステムが作動することになる。今度はより幼い皇太子のうちからであるから、即位後に開始するよりも確実である。そしてその皇太子が即位したとき、すなわち朱雀朝に、天皇・母后・外戚の円満な関係を背景に、穩子兄の忠平が摂政となり再び摂関政治が始まる。そして穩子以後も、母后や「母后」を紐帯に天皇や皇太子と摂関がミウチ意識で結ばれ、政局が運営されていくことになるのである。このように母后の内裏居住は摂関政治と密接につながり、ある意味での王権の安定に深く寄与したのである。<sup>(103)</sup>

穩子の時期に後宮殿舎をキサキの近親であるが公卿が直廬として使用しはじめていることも見逃せない。摂関は後宮を支配する母后権力を背景に後宮直廬を持ち、そこで除目を行なうなど天皇権の一部を行使することが可能になり、他の太政官メンバーとは隔絶した権威と権力を手にした。<sup>(104)</sup> 一方、后にとつては、ミウチである摂関が後宮で天皇権を行使することは自身の権威にはねかえる上、居所近くに摂関がいることによって、自分の意向を具現化するルートをより確かに得ることができたのである。吉川真司氏は伊尹、もしくは兼家以降から「平安宮内裏は天皇家・藤原氏の主要成員が集住する場となった」とされているが、<sup>(105)</sup> これは自らが中心に位置する「ファミリー」を後宮に形成した穩子の時期に遡らせることができ、穩子こそがその要であったことは見落とせないのである。穩子によって、その一族の公卿らは天皇や皇太子により近い「場」を獲得し、それを次代へ伝えていくことが可能になった。王権の安定のために九世紀半ばに作られた母后の内裏居住というシステムは、十世紀前半の母后穩子によってさらに母后「ファミリー」が内裏に居住するという発展



をみせ、これが「母後の時代」「撰関全盛期」を招聘する原動力の一つになったと評価することができるのである。

## おわりに

三章にわたって、平安時代花山朝まで、母后を中心に天皇家メンバーの居住場所の検討を行なった。本論で検討したことを簡単にまとめる。

平安宮内裏の居住者は天皇と妻后が中心の時代から、天皇と母后が中心の時代に、更には特に後宮において母后を核にしたいわば「ファミリー」の時代へと変化していったことがわかった。

第一の画期は仮内裏期の文徳朝後半もしくは清和朝に起こった。順子もしくは明子の時に、母后は内裏居住とそれに伴う日常的「後見」という、父院とは違う独自の権能を手に入れた。正式の内裏においても天皇と母后の同居は徐々に定着していき、妻后居所であったはずの常寧殿は母后居所となる。

第二の画期は醍醐妻后にして朱雀・村上の子母である穩子の時に訪れる。皇太子を含む母后（「母后」）所生子のみが内裏後宮内に住めるようになった。つまり、あくまで天皇を中心に後宮成員が決まっていたこれ以前と異なり、母后との関係基準にして後宮居住が可能になったのである。

この二段階の母后内裏進出の深度にあわせて、母后の外戚である藤原撰関家も二段階に大内裏および内裏に進出していく。最初は大内裏内職御曹司に、やがて内裏内の後宮殿舎に、直廬を持てるようになったのである。これによって特に穩子以降、独自の命令系統を持たない母后は自分の意志を反映させる手段を撰関を通して得ることができたのである。

以上のように、従来は個々に検討されることが多かった天皇家メンバーの居所について、一定期間を総合的に見るこ

で、母后と天皇の同居や母后の内裏居住とは王権の安定化をはかるために創出されたひとつのシステムであることがわかった。別の言い方をすれば、后に最も期待された政治的機能の一つは、天皇と摂関、あるいは次期天皇と摂関を結ぶ紐帯としての働きであり、これを果たせたのが妻后ではなく母后であったために、母后の政治的重みは増し、「国母の時代」となり、これが摂関時代の原動力となったのである。そして内裏後宮とは、単に天皇キサキが住み皇位継承者の再生産が行なわれる場ではなく、母后と天皇と摂関、あるいは「母后」と皇太子と摂関が互いに権威を高めあい補完しあいながら、王権中枢を形成していくための中心的な場となったという評価ができるのである。

ところで、周知のように淳和妻后正子内親王以降、醍醐朝後半まで妻后は立てられなかった。いわゆる「妻后不在期」である。これについて西野悠紀子氏は皇后の権力が親権の一部としての母権の前に崩壊しているとされた承和の変を例にとり、母后の優越が皇后不在をひきおこしたとされた<sup>(106)</sup>。また並木和子氏は当時の妻后は所生子の皇嗣決定後に事後的に生母に与えられる地位であり、当該期は皇位が直系で継承されたゆえに立后によって皇嗣を明示する必要が無かったためとされた<sup>(107)</sup>。また両氏とも、背景には当時の社会における嫡妻観念の未熟さが存在したことを指摘しておられる。しかしこれまで見てきたように、王権内に独自の地位を獲得した母后の存在によって妻后が生まれる意味も余地も希薄になったことも、妻后空白期が生まれた一要因であるといえよう。

改めて考えると、妻后が立てられなかった仁明朝・文徳朝・清和朝・陽成朝、(光孝朝は特殊なので省く)<sup>(108)</sup> 宇多朝・朱雀朝は常に母后が治世を通じて生きている。醍醐朝の場合は、祖母后班子女王崩御後も養母后温子崩御後もしばらく、皇子の立后は図られなかった。これについては、前述のように后権を持つものの誕生を望まない宇多上皇の存在ゆえと考えられるが、ともあれ、穩子立后時も母后は存在していない。村上朝においては母后穩子崩御の四年後、皇太子生母である安子が立后する。実は穩子崩御のわずか三ヵ月後、皇太子憲平は女御所生の皇太子は内裏に住めないという例を破り、内裏凝華舎に入御していた。後の地位にとまなう後宮の支配権の一部はすでに安子の手に移っていたのである。ただしこれ

は穩子と安子の対立関係を意味するのではなく、この時点では后という地位にあり后権を持つ者二人が同時に内裏に住むことが避けられたということであろう。内裏に二人の天皇（天皇と太上天皇）が決して存在しえなかったことと同様、内裏に母后と妻后という二人の后が同時に住むことは長らくなかったのである。<sup>(109)</sup>これは現に母后を紐帯にシステムを働かせている天皇家側、摂関側ともに、妻后を立てることによって権力構造を混乱させることを忌避した面もあるであろう。以上のように、内裏在住の母后の存在が妻后誕生を阻害する要因のひとつとして働いたことが指摘できるのである。

この時期、国家的意志の最終決定者はあくまで天皇であり、その天皇が住まう内裏こそが政治の中心であった。母后が内裏の外から中へ入ったことは、まさに王権中枢の周縁部から中心部へと入り込んだことを意味しよう。もちろん、内裏から排除されつづけたとはいえ、天皇に父権を行使でき、母后に勝る規模の家政機関や私的主従関係をもつ父院の王権構成メンバーとしての権限を過小評価すべきではないし、家父長としての父院の崩御後にその代行者として母后が権力を持ち得たという側面があることは間違いない。しかし同時に、天皇と同じ空間にいたことができた母后の意味も過小評価すべきではなく、父院が生存していてもなお該期の政治が円滑に運営される鍵は母后が握っていたといえよう。<sup>(110)</sup>母后は生物学的な天皇母という立場から、王権内における人間関係の要としての「国の母」となったのであり、その権能の源は内裏居住にあったということができるのである。

この後、「国母の時代」はやがて終わり、父院の時代、院政期に移っていく。その間に位置する一条朝から後冷泉朝の検討を行なえなかったものでこれについて述べることはできないが、母后と父院の比較のみで見通しを述べると、あくまでも天皇への奉仕の場としての性格をもつ後宮を住処とし、天皇権力にあまりにも密着する形で力を得たことが母后の限界であったのかもしれない。男院に准じて女院となった後にも内裏参入が可能であった天皇生母はそれゆえに、独自の命令系統を作り上げることが怠り、内裏外で着々と組織を作り上げた男院にやがてその権力の一部が吸収されていったのではないかと考えるが、この、内裏という場がもつ意味と王権構造の変化については後考を期したい。

【註】

- (1) 橋本義則「平安宮内裏の成立過程」(『平安宮成立史の研究』塙書房 一九九五 初出一九九一の改稿)、「天皇宮・太上天皇宮・皇后宮」(荒木敏夫編『ヤマト王権と交流の諸相 古代王権と交流5』名著出版 一九九四)、「『後宮』の成立」(村井康彦編『公家と武家』思文閣出版 一九九五)。
- (2) 鈴木景二「日本古代の行幸」(『ヒストリア』一二五 一九八九)、春名宏昭「太上天皇制の成立」(『史学雑誌』九九—二 一九九〇)、「平安期太上天皇の公と私」(『史学雑誌』百—三 一九九二)、仁藤敦史「太上天皇制の展開」(『歴史学研究』六八一 一九九六)。
- (3) 角田文衛「平安内裏における常御殿と上の御局」(『紫式部とその時代』角川書店 一九六六)、目崎徳衛「仁寿殿と清涼殿」(『貴族社会と古典文化』吉川弘文館 一九九五 初出一九七〇)など。
- (4) 角田文衛『日本の後宮』(学燈社 一九七三)、西野悠紀子「母后と皇后—九世紀を中心に—」(前近代女性史研究会『家・社会・女性—古代から中世へ』吉川弘文館 一九九七)など。
- (5) 山下克明「平安時代初期における『東宮』とその所在地について」(『古代文化』三三—一二 一九八一)。
- (6) このうち、九世紀の天皇と生母の居住場所に関しては西野悠紀子氏が検討されている(「九世紀の天皇と母后」(『古代史研究』一六 一九九九)。氏はその中で、九世紀の母后が若年の天皇の家の長として果たした役割の重要性を指摘されている。また、天皇と母后の関係については藤早苗氏の「王権と国母—王朝国家の政治と性—」(『民衆史研究』五六 一九九八)、「九世紀の天皇と国母—女帝から国母へ」(『物語研究』第三号 二〇〇三)に詳しい。以下、適宜触れていきたい。
- (7) 鬼頭清明「皇后宮職論」(奈良国立文化財研究所学報第二十二冊『研究論集Ⅱ』一九七七)、橋本氏註(1)第一論文。
- (8) 光明皇后以前の后が天皇大権を有していたことはいうまでもないが、桓武妻后藤原乙牟漏も長岡宮の前殿に天皇と並び御した例があり(『続日本紀』延暦七年正月甲子(十五日)条)、共同統治者としての皇后の名残が見られる。一方で、男女役割観念による母儀の人として賞賛されていることは西野氏が註(4)論文で述べておられる。
- (9) 栗林茂「皇后受賀儀礼の成立と展開」(『延喜式研究』八一 一九九三)。皇后は正月二日に女官・キサキを含む後宮から賀を受けるべき存在となった。
- (10) 岡村幸子「天皇親祭祭祀と皇后」(『ヒストリア』一五七 一九九七)。
- (11) 橋本氏註(1)第一論文。
- (12) 橋本義則「『延喜式』校訂考証一題」(『神道大系月報』

一〇四 一九九一)、鈴木亘「平安宮常寧殿の復元」(『平安宮内裏の研究』中央公論美術出版 一九九〇)。

(13) 皇太子恒貞親王は承和の変で廃されるとただちに母后正子内親王が住む淳和院に送られている(『続日本後紀』承和九年八月甲戌(十三日)条)。皇太子位を下りさえすれば、母后と同居することはもちろん問題なかった。

(14) 註(2)各論文。

(15) 栗林茂「平安朝における三后儀礼について―饗宴・大饗儀礼と朝覲行幸―」(『延喜式研究』一一 一九九五)、服藤早苗「王権の父母子秩序の成立―朝覲・朝拝を中心に―」(『平安王朝の子どもたち―王権と家・童―』吉川弘文館 二〇〇四 初出一九九九)。

(16) 仁藤氏註(2)論文。

(17) 『続日本後紀』承和九年各日条および七月乙卯(二十三日)条。

(18) 目崎徳衛「文徳・清和両天皇の御在所をめぐって―律令政治衰退過程の分析―」(註(3)書所収 初出一九七〇)。

(19) 『日本文徳天皇実録』(以下『文徳実録』と略)嘉祥三年三月己亥(二十一日)条、仁寿三年(八五三)二月庚辰(二十日)条、斉衡元年四月丁卯(十三日)条。

(20) 『日本三代実録』(以下『三代実録』と略)元慶八年三月二十六日条の僧正法印大和尚位宗叡卒伝に「清和太上天皇為二儲貳一之初、選人二侍東宮一。」とある。「入侍」とい

う言い方から「東宮」は場所を指すと考える。

(21) 『三代実録』貞観元年四月十八日条。

(22) 『文徳実録』嘉承三年四月己巳(二十二日)条。

(23) 本文で触れた以外に、仁寿三年二月三十日に天皇が冷然院行幸をしている。ただし母后がいたかは明記されていない(『文徳実録』『日本紀略』同日条)。

(24) この可能性については西野氏も註(6)論文の中で触れておられる。また吉川真司氏は「撰関政治の転成」(『律令官僚制の研究』塙書房 一九九八 初出一九九五)の中で、論拠は明確にされていないが文徳と順子が同居していたとされている。

(25) 『文徳実録』『三代実録』『日本紀略』天安二年八月二十九日条および『三代実録』貞観元年四月十八日条。これらの呼称に混乱がみられるが、同輿したのが順子であることは多くの先学が多く指摘されるところである。例えば山下氏註(5)論文など。

(26) 服藤氏註(6)第二論文。即位式における母后の役割については末松剛「即位式における撰関と母后の登壇」(『日本史研究』四四七 一九九九)に詳しい。

(27) 『三代実録』貞観元年四月十八日条、同二年四月二十五日条、十月二十八日条など。

(28) 『三代実録』貞観三年四月一日条。

(29) 『三代実録』貞観二年五月二十六日条。

(30) 条名を欠くが、「来年御忌条」の次の「十二月晦日啓

曰御麻条」ともいふべき条に載る。

- (31) 『三代実録』貞観五年三月二十三日条で、「内殿、中宮、神泉苑三処」において大般若経が転読されたのも、内殿、天皇居所、中宮、皇太后明子居所北殿であろう。内裏遷御後も「内殿」にて天皇居所で行なうべき儀礼がしばしばなされるが、これは内裏仁寿殿を指す。また文徳天皇は東宮、内裏時には中殿を居所としたが、中殿、内殿と考えてよからう。

(32) 『三代実録』貞観八年十一月十七日条。

(33) 『三代実録』貞観十一年二月十一日条。

(34) その意味では、父子関係になかった仁明天皇と皇太子恒貞が冷然院の飯内裏で同居していた例(既述)に近い。

(35) 『古事談』第三「僧行」など。

(36) さらに明子内裏入御の翌十二月頃には良房の養女高子が入内している(女御宣下は同月二十七日)。むしろ後宮正殿に住まう母后の意を得てのことであろう。当時、清和キサキの中では、良房の政敵といわれた右大臣良相の女多美子が従三位女御として筆頭であった。

(37) 『大鏡』裏書・四品惟喬親王東宮諍事によると、応天门の変の時点ですでに直廬をもっていたことがわかる。ただしこの時点では明子はまだ東宮にいた。『三代実録』貞観十四年三月七日条でも良房が「禁中」に直廬を持っていたことが確認できる。

(38) 岡村幸子「職御曹司について」(『日本歴史』五八二

一九九六)。

(39) 『三代実録』貞観十四年七月二十九日条、八月二十九日条。

(40) 『三代実録』貞観十八年五月二十三日条。

(41) 大内裏内であつても内裏外の職御曹司ならば、先帝キサキが入御することは問題なかつたと思われる。太上天皇も内裏外大内裏内に入ることは可能であつた。註(52)参照。

(42) 『三代実録』元慶四年十二月五日条、元慶八年二月四日条。

(43) 『三代実録』元慶元年三月八日条。なお西野氏は註

(6) 論文で、母后は「夫である上皇の死や出家の後には所生の天皇と居所を共に」したとされている。しかし高子は同三年の清和の出家前から夫とはなく所生天皇と同居していた。母后は夫の僧俗や生死に関わらず自動的に所生天皇との同居が可能であつたのである。

(44) 『三代実録』元慶四年十二月五日条。

(45) 在原業平との恋愛は有名であるし、兄基経ともうまくいかななくなつていたという。角田文衛氏「藤原高子の生涯」(『王朝の映像』東京堂出版 一九七〇 初出一九六八)など。

(46) 最右翼のキサキであつた基経女の女御温子は東宮雅院を居所にしていた(『宇多天皇御記』寛平二年二月十三日条)。内裏では弘徽殿であつたといわれる(角田氏註(4))

著書。

(47) 寛平四年三月十三日、宇多天皇が母后六十賀を常寧殿で行っている。同年十二月二十一日には所生の内親王らが賀のために仏経供養を常寧殿で行っている。このとき菅原道真が書いた願文の中に「常寧中殿」の文字がある。さらに翌五年の十二月二十一日には班子女王が第一皇女忠子内親王の四十賀を行っており、その願文の中にも「中殿」とある（『菅家文章』巻十二）。班子女王の居所が常寧殿であったゆえであろう。

(48) 『日本紀略』寛平三年七月二十八日条、同九年八月九日条。

(49) 『日本紀略』寛平五年四月二十六日条。

(50) 『日本紀略』延喜七年六月七日条。

(51) 目崎徳衛「宇多上皇の院と国政」（註（3）書所収初出一九六九）。

(52) 宇多は建春門近辺で入御を阻まれたようである（『日本紀略』『扶桑略記』など）。太上天皇が大内裏内に立ち入ることは可能であったことは、醍醐崩御直前に宇多が大内裏内の右近衛府に御幸していることからわかる（『日本紀略』延長八年九月二十八日条）。また、先帝の内裏入御は不可であるという認識を宇多自身が持っていたことは、讓位にあたって歌人伊勢に送った歌「身ひとつにあらぬ許をおしなべてゆきめぐりてもなにか見ざらん」（「再びここの（宮中）を見ないのは私だけであるのに。退位するわけで

もない一般の人達は再び戻ってきて宮中を見ればよいのですよ。」（新日本古典文学大系『後撰和歌集』巻十九）からもうかがえる。

(53) 『長秋記』保延元年（一一三五）六月七日条によると、堀河朝に白河上皇の内裏入御の是非が議論されたが、陽成上皇、宇多上皇、朱雀上皇が内裏入御を望んだが結局果たさなかつた先例から、結局、沙汰やみとなった。院政期の「治天の君」ですら内裏入御の禁を破ることはできなかったのである。

(54) 『醍醐天皇御記』延喜四年四月八日条。

(55) 穩子の一生については、角田文衛「太皇太后穩子」（『紫式部とその時代』角川書店一九六六）、藤木邦彦「藤原穩子とその時代」（『平安王朝の政治と制度』吉川弘文館一九九二）に詳しい。

(56) 吉川氏註（24）論文。

(57) 古瀬奈津子「摂関政治成立の歴史的意義―摂関政治と母后―」（『日本史研究』四六三 二〇〇一）、服藤氏註（6）第二論文。

(58) 目崎氏註（18）論文。

(59) 倉本一宏「摂関期の政権構造―天皇と摂関とのミウチ意識を中心として―」（『摂関政治と王朝貴族』吉川弘文館二〇〇〇 初出一九九一の改稿）。

(60) 吉川氏註（24）論文、倉本氏註（59）論文、「栄華物語」における「後見」について（同書所収 初出一九八

八)。

(61) 陽成朝末期このシステムがうまく働かず天皇退位という事態が生まれたのは、紐帯となるべき母后高子と同母兄基経の関係が悪化したためであろう。

(62) 母后のキサキ選定権については服藤氏註(6)第一論文に詳しい。なお、醍醐天皇のキサキについては、宇多上皇は母班子女王とともに、為子内親王(宇多同母妹)を入内させ、基経女穩子の入内には強く反対した。しかし時平と醍醐が穩子入内を強行し、班子女王や宇多はそれを怨恨だという(『九曆』天曆四年六月十五日条)。班子女王は醍醐の同居の生母ではないためにキサキ選定権を把握することができなかったともいえよう。

(63) そもそも宇多は、温子が二十二歳と、今後、皇子を産む可能性もじゅうぶんあった時点で、藤原傍流出身で公卿にも列していなかった高藤女胤子所生の敦仁を立太子にしてしまっている。また胤子死後、温子を皇太子の養母にしておきながら妻后にはせず、養母としての立后も望まなかったという(『百練抄』応保元年十二月十六日条所引伊通公申状)。内裏居住の母后の存在が妻后立后を阻んだことについては、「おわりに」参照。

(64) 並木和子「平安時代の妻后について」(『史潮』新三七号 一九九五)。

(65) 『更部王記』延長三年正月二日条、『日本紀略』同年六月十九日条。

(66) 『日本紀略』延長八年九月二十一日条に穩子の常寧殿遷御の記事がみえるが、これは清涼殿落雷により不予の天皇の居所であったためで、一時的な見舞いであろう。

(67) 『貞信公記』延長二年八月二十三日条。生後十三ヶ月の寛明の御魚味始であった。また同三年八月二十九日条には、寛明著袴が天皇臨御のもと弘徽殿で行われたことが見える。

(68) 岡村幸子氏は註(38)論文で、所生子を宮内で生み育てることは平安初期からの皇后の権利であったとされている。しかし服藤早苗氏によれば、寛明親王以前は、内裏に親王内親王が参入できるのは七歳の天皇との初対面儀を終えた後であり、皇太子でさえもそれ以前は父母がいる内裏に参入できなかったという。「平安朝の父子対面儀と子ども」の認知―王権内における父子秩序の成立と変容―(註(15)書所収 初出一九九八)、同氏註(15)論文参照。

(69) また、成人親王の例であるが、醍醐朝には更衣腹の第一親王克明親王が内裏昭陽舎に直廬を賜っている。当時、后腹親王と第一親王がいろいろな面で優遇されていたことについては今江広道「律令時代における親王・内親王の叙品について」(『書陵部紀要』三三三 一九八一)、岡村幸子「皇后制の変質―皇嗣決定と関連して―」(『古代文化』四八一―九九六)。

(70) 山下氏註(5)論文では、八、九世紀の皇太子を「次代の主権者たるべきもの」として内裏に対峙する東宮に侍



し」たと評価し、律令制から摂関制へ変動する中で幼少の皇太子が続き、十世紀には皇太子を東宮に居住させる必要が希薄になってしまったとされている。また、里内裏時を中心にして十世紀以降の皇太子居所の検討を行った中町美香子氏は、内裏内という区画意識の高まりや特権化にも理由を求めておられる（「平安時代の皇太子所在と宮都」〔『史林』八五—四二〇〇二〕）。

(71) 『九曆』天曆四年七月十一日条。

(72) 『貞信公記』延長四年七月十日条。

(73) 『貞信公記』延長五年八月二十三日条の「后宮公主有二御対面事」という記事は、儀式としての対面儀が行なわれたものと解する。康子内親王はこのとき九歳であった。

(74) 註(55) 各論文など。

(75) 寛明は立太子関係の神事を行なうため延長三年十一月四日から八日まで凝華舎に遷御、閏十二月二十一日の東宮御仏名や（以上、『貞信公記』）、同八年二月十七日の御註孝経読書始の儀式も凝華舎で行なわれている（『日本紀略』）。人々の認識としても凝華舎が皇太子曹司であったことは『九曆』天曆四年七月十一日条。

(76) 鈴木氏註(12) 論文、「平安宮仁寿殿の復元」(註(12) 書所収)。

(77) 『新儀式』第四臨時上・天皇賀太后御算事。この項は基本的に最も近い例である穩子御賀をもとにしており、実際、割注に引くのは承平四年の穩子五十賀の例がほとんど

である。

(78) 『本朝世紀』天慶五年六月二十日条。なお、綾綺殿に近いもう一つの殿舎である昭陽舎には女御慶子（穩子の甥実頼女）がいた（『吏部王記』天慶四年二月二十二日条）。女御熙子女王（保明親女王）居所は不明だが、あるいは穩子が出た後の麗景殿であろうか。穩子は孫である熙子女王が入内してきたために麗景殿から承香殿に遷御したのかもしれない。

(79) 婚儀のみでなく、親王妃安子は内裏に住んだようである。直接明示する史料は見出せなかったが、『栄華物語』巻一によると為平親王妃の源高明女が内裏に住んだと見られ、為平と高明女の婚儀は成明と安子を先例としていることが『村上天皇御記』康保二年八月二十七日条にみえるからである。

(80) 『吏部王記』天慶六年正月十六日条。

(81) 『即位部類記』天慶九年四月二十二日条、『九曆』天慶七年九月十四日条（「着藤壺二、定三宮所充事」）。この「宮」は東宮と解する）によれば飛香舎にもいたらしい。

(82) 『吏部王記』天慶五年正月十四日条。

(83) 『貞信公記』天慶九年五月十九日条、『九曆』天曆四年六月二十六日条。

(84) 註(53) 参照。

(85) 『九曆』「東宮大饗」天曆七年正月二日条。おそらく同六年十一月二十八日の昌子内親王著袴以前であろう。註

(87) 参照。

(86) 『村上天皇御記』天曆八年十二月十九日条、『西宮記』卷十三 御八講など。

(87) ほかに弘徽殿が利用された例もある。村上朝天曆六年十一月二十八日に天皇臨御のもと、故朱雀の皇女昌子内親王(穩子孫)の著袴が内裏弘徽殿で行なわれた(『吏部王記』)。

(88) 『吏部王記』承平元年四月二十六日条、『貞信公記』天慶二年三月九日、十日条。

(89) 『西宮記』卷二 十六日女踏歌、『貞信公記』承平二年八月二十八日条。

(90) 註(55)角田氏論文、藤木氏論文、服藤氏註(6)第一論文。以下、この項における各氏の説および例はこれらの論文による。

(91) 瀧浪貞子「議所と陣座―仗議の成立過程―」(『日本古代宮廷社会の研究』思文閣出版 一九九一 初出一九八七)、岡村幸子氏註(38)論文。なお、吉川真司氏は註(24)論文で、忠平の凝華舎使用、伊尹の淑景舎使用を挙げながらも、彼らは職御曹司など内裏外曹司も用いたために、兼家の時代に摂関の執務空間が内裏直廬に固定し「天皇との直接的結合の深化」がなされたと評価されている。しかし忠平が後宮直廬初例を開き除目などの天皇権を代行したことはやはり非常に重要であり、兼家時と深淺の度合いの差はあれ、忠平の時に母后と天皇と摂関の「直接的結

合の深化」がなされたと考えてよいのではないか。

(92) 承平二年八月二十九日条、天慶元年十二月十三日条、同二年正月六日条など(『貞信公記』)。

(93) 穩子と忠平が緊密に連絡をとりあっていたことは『貞信公記』に穩子が頻出することからも明らかである。また承平元年正月二十八日条で臨時交易絹の未進などの勘事についての宣旨を、病気で参内できない忠平に中宮大夫が伝えていたことについて、藤木氏は十歳の幼帝ではなく穩子の指示であると指摘しておられる。同じもしくは隣接するような場に互いがいればこのようなやりとりもより簡便であったことは想像に難くない。

(94) 『九曆』天曆四年七月十一日条。

(95) 『西宮記』卷八。『九曆』天曆五年十月二十六日条によれば、桂芳坊で行われた魚味始のときも安子は天皇乳母と共に参来し、即日還御したようである。

(96) 『日本紀略』康保元年二月五日条、『栄華物語』卷一、『大鏡』第三卷。

(97) 内親王の内裏在住については天皇准母制との関連で山田彩起子氏が「天皇准母内親王に関する一考察―その由来と下限を巡って―」(『日本史研究』四九一 二〇〇三)の中で触れておられる。ただ院政期以降における前代への認識はともかく、十世紀における内親王の内裏在住については、不在母后の代理としての側面よりも后腹(及び天皇生母腹)親王の内裏在住の流れの中でとらえたい。穩子以前

にはすべての皇子女が内裏に住めなかったこと、逆に当該内親王が母后生存時にも内裏に住んでいること、男親王（実際には元服して官位制の中に組み込まれた後には内裏在住は叶わなかったであろうが）や、円融朝における資子・選子のように複数の内親王が内裏にいた例が見えるからである。

(98) 『村上天皇御記』 応和三年八月十九日条。

(99) 『一代要記』によると承香殿にいたらしい。また『大鏡』第三卷には内裏にいる康子内親王に師輔が関係をもち、村上天皇が不快に思ったとの記事がある。

(100) 昭陽舎や飛香舎を居所としていた（『日本紀略』天禄三年三月二十五日条、『親信卿記』天延元年六月十六日条、『栄華物語』卷二など）。また妻后不在の二度目の内裏焼亡時には天皇と共に職御曹司に避難している（『日本紀略』天元三年十一月二十二日条）。

(101) 『親信卿記』天延元年二月二十日条、同年六月二十日条。これによると前者は選子の参入と称して皇子も参入し、後者は皇子の退出と称して選子も退出したという。つまり選子は内裏居住の権利を有していたのである。著裳の腰結を兼通室の昭子女王（皇子の母）が務めていることから（『同記』）、選子はおじ兼通一家と親しく、おそらく兼通邸を里第としていたのであろう。

(102) 『小右記』寛和元年正月五日条。このとき冷泉上皇の女御超子腹の皇子達が内裏を訪れている。今上と異母の弟

妹は内裏には住めず、外祖父兼家邸にあった。

(103) 冷泉朝や円融朝は母后不在であったが、彼らは皇太子あるいは一親王として、生存していた「母后」を紐帯に内裏後宮において外戚とのミウチ意識を醸成していたことであらう。

(104) 便乗する娘や姉妹がいない摂政であった円融朝の実頼は後宮に直廬が持てず、藤原氏長者として職御曹司を使用するのみであった。また後宮内の娘の居所を父が直廬として利用するのは摂政に限ったことではないという（岡村氏註（38）論文）。ただしそれは円融朝以降のことであり、またたとえ直廬を持っても摂政ではないからそこで天皇権を行使することはできないことは言うまでもない。

(105) 吉川氏註（24）論文。

(106) 西野氏註（4）論文。

(107) 並木氏註（64）論文。

(108) 光孝天皇は所生子すべてを臣籍におろしていた。一般に、次代の天皇は基経孫にあたる清和皇子貞辰親王にしようという含みがあったとされている。所生の源定省（後の宇多）らの権威づけにつながる班子女王の立后は凶れなかつたであらう。

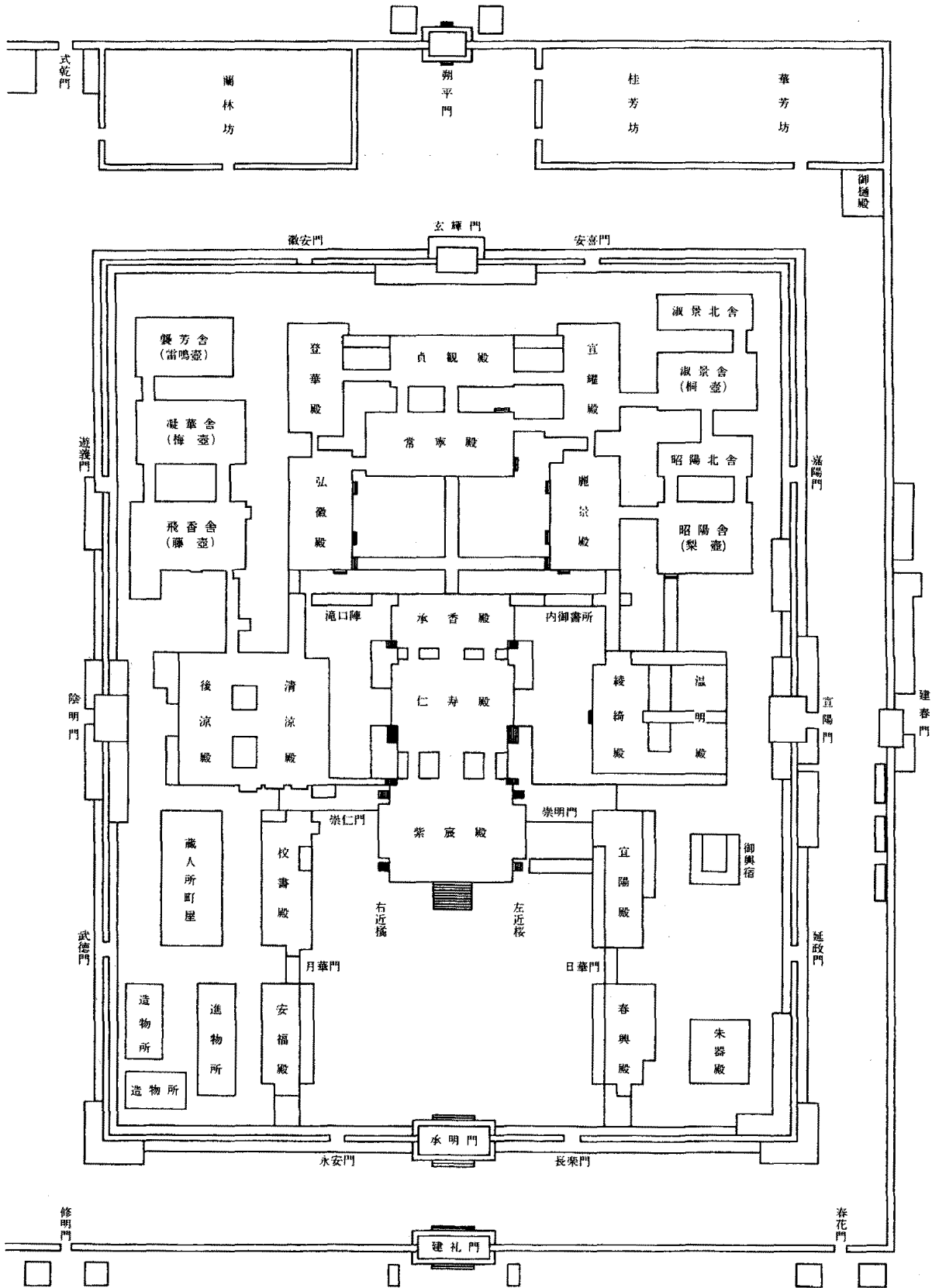
(109) ただし一条朝においては、母后詮子が生存しているにも関わらず、妻后の定子、あるいは彰子が立てられている。この時期は里内裏が増え、一帝二后並立など皇后制が再び変質のときを迎えるため、また別の検討が必要である。実

際には、定子立后後は、詮子は要所要所で参内はするが恒常的に内裏に住んではないようである（翌年出家しており頻繁に神事が行なわれる内裏に住むことは現実的に難しいであろう）。一方で、一条朝・三条朝において、二人いる妻后が同時に内裏にある例は管見の限りでは見出せなかった。例えば長保二年二月十日に彰子が内裏を退出すると翌日定子が内裏に入っているし、長和二年正月に妍子が内裏を退出した後、三月に城子が内裏に入っている。ただし後一条朝は母后と妻后が同時に内裏に定住しており、また後朱雀朝には二人の妻后が同時に内裏にいることが確認できる。これらからは段階的な后位の変化が見出せるのではないか。後考を期したい。

(110) 父院生存時にも母后が独自の政治的役割を果たせたことに関しては、藤原兼家の太政大臣任命が「母后（詮子）命」で出されていたという古瀬氏の指摘がある（註（57）論文）。

△付記▽ 本論文は、二〇〇一年三月提出の修士論文の一部であり、同月に第三十六回三田古代史研究会にて要旨を口頭報告したものである。

（お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程）



平安京内裏図（『新訂増補故実叢書』大内裏図より）

平安宮内裏図（吉川弘文館『国史大事典』所収）

表 I 歴代居所対照表

朝	天皇	皇后	母后	父上皇	皇太子	后所生子	その他
桓武	仁寿殿	×	×	×	東宮		
平城	東宮 →仁寿殿	×	×	×	東宮以外		
嵯峨	仁寿殿	常寧殿	×	×	①東宮以外 ②東宮		《皇太子①父上皇》 大内裏→平城宮
淳和	仁寿殿	常寧殿	×	×	東宮	{妻} 冷然院カ	《皇太子父上皇母后》 冷然院
仁明	清凉殿	×	冷然院 →嵯峨院 →冷然院	冷然院 →嵯峨院 →×	①東宮 ②東宮		《皇太子①父上皇母后》 淳和院
文徳	東宮 →冷然院	×	東五条宮 →冷然院 →東五条宮	×	東宮 →冷然院		
清和前半	東宮	×	東宮北殿	×	×		《祖母后》 東宮→東五条宮
清和後半	仁寿殿	×	東宮 →常寧殿 →染殿	×	東宮	{母} 齋院 →染殿	
陽成	仁寿殿 清凉殿 綾綺殿など	×	常寧殿	染殿(清和院) など	×		《祖母后》 染殿
光孝	仁寿殿	×	×	×	×		《陽成・母后》 二条院など
宇多	東宮 →清凉殿	×	東宮北殿カ →常寧殿	×	東宮		《皇太子養母女御》 弘徽殿
醍醐前半	清凉殿	×	《養母后》 東五条宮 →朱雀院 →東七条宮 →×	洞院 →朱雀院 亭子院 河原院 仁和寺など	①東宮		《祖母后》 洞院
醍醐後半	清凉殿	弘徽殿	×	同上	②職御曹司 ③梅壺	{妻} 同殿	
朱雀	藤壺 常寧殿 綾綺殿など	×	弘徽殿 藤壺 承香殿など	×	梅壺 藤壺など	{母} 同殿	《祖父上皇》 仁和寺など
村上	綾綺殿 →清凉殿 【冷泉院】	(梨壺→) 藤壺 →弘徽殿 →×	朱雀院 二条院 →弘徽殿 梨壺 →×	×	桂芳坊 →梅壺 →襲芳舎	{母(崩後もカ)} 承香殿カ {妻(崩後も)} 弘徽殿など	《兄上皇》 朱雀院・二条院
冷泉	麗景殿 →清凉殿	(内裏)	×	×	梨壺 →藤壺	{母(崩後)} 不明	
円融	清凉殿 【堀河院 ・四条院】	①麗景殿 ②弘徽殿	×	×	梅壺 →梨壺 →【閑院】	{母(崩後)} 梨壺 藤壺など	《皇太子父上皇》 冷泉院・朱雀院 《上皇妻后》三條宮 《皇太子母女御》 上皇に同じカ
花山	清凉殿	×	×	冷泉院	梅壺	{母(崩後)} 藤壺	《皇太子父上皇》 堀河院→円融院 《上皇妻后》 堀河院→四条宮 《皇太子母女御》 東三條院

\* 主要人物の主な居所を表すものとする  
 \* 「皇后」～「皇太子」の×は不在または死亡を表す  
 \* 「皇后」「皇太子」の①②は立てられた順番を表す  
 \* 「后所生子」の{妻}は皇后所生子、{母}は母后所生子を表す

表Ⅱ 穩子及び所生子居所対照表

年	月	日	出来事	穩子	朱雀(寛明)	村上(成明)	康子	その他	主な出典
延長元	4	26	穩子立后 慶頼立太子 寛明誕生	東五条第					御産
	4	29							略
	7	24		東五条第	東五条第				略
	9	5		→主殿寮					略
	11	21	→弘徽殿					西	
延長2	8	23	寛明御魚昧始	弘徽殿	弘徽殿				貞
延長3	6	19	慶頼皇太子薨 寛明著袴 寛明立太子 (母后同殿仰)		弘徽殿				貞 西
	8	29			弘徽殿				醜
	10	21							貞
	11	4			→梅壺				貞
	11	8			→弘徽殿				貞
	11	15			→梅壺				貞
	11	17		→弘徽殿				貞	
	閏12	21		梅壺カ				貞	
延長4	2	19	成明誕生	→藤壺	→藤壺				貞 醜
	4	16		→桂芳坊	→桂芳坊				略
	6	2				桂芳坊			貞
	7	10		→弘徽殿	→弘徽殿 (常寧殿)	→弘徽殿	→弘徽殿		貞
	8	14		東宮修法	弘徽殿				貞
	8	30							
延長5	8	23	康子初対面				(清凉殿)	貞 西	
延長6	8	9	東宮童相撲	弘徽殿カ	弘徽殿カ			扶 玉和 万和	
延長7	1	14	男踏歌	弘徽殿	梅壺カ			吏	
延長8	2	17	東宮読書始 清凉殿落雷		梅壺			〈醍醐〉清凉殿	略 西
	6	26						〈醍醐〉→常寧殿	略
	7	2							略
	8	13		→宣耀殿	→宣耀殿				略
	9	21	→常寧殿					略	
	9	22	醍醐讓位 朱雀踐祚	→弘徽殿	宣耀殿 →弘徽殿			〈醍醐〉→麗景殿	略 扶 踐祚
	9	27						略	
	9	29	醍醐崩御 朱雀即位					〈醍醐〉→右大将曹司	略
	11	21							
承平元	閏5	27	臨時御読経	弘徽殿カ	弘徽殿カ				貞
	7	19	宇多崩御						
	11	28	穩子皇太后						
承平2	1	22	内宴 成明読書始		弘徽殿				貞 略
	2	22		→藤壺		梅壺	→藤壺カ		略
	6	20		藤壺		藤壺	藤壺		貞
	6	22			弘徽殿カ				略
	12	14	賀茂臨時祭					貞	
承平3	4	17	藤花宴 康子著裳		藤壺				略
	8	27					(常寧殿)	略	
承平4	1	14	内論義 穩子五十賀 後宴 穩子五十賀		藤壺				西 略 西
	3	26		(常寧殿)					略
	3	27		(常寧殿)					略
	12	9		(常寧殿)					略
承平5	6	17	臨時御読経 成明読書竟宴		藤壺				本朝
	12	2				梅壺			略
承平6	11	5			藤壺→常寧殿			略	
承平7	1	4	天皇元服 内論義 童相撲 内宴 綾綺殿修理 大地震						吏
	1	14							略
	8	19							九
	1	23			常寧殿				本朝
	7	9			常寧殿				本朝
	8	6			→綾綺殿	→綾綺殿			貞
	8	27			弘徽殿→麗景殿	綾綺殿カ			本朝
	10	1				綾綺殿			本朝
	11	3							本朝
	11	9				綾綺殿			本朝
	11	20					→忠平第 まもなく内裏カ		
天慶2	1	14	内論義		綾綺殿			吏	

天慶3	2 4	15 19	成明元服 成明安子婚儀	麗景殿	綾綺殿	(綾綺殿) (藤壺)		<安子> (藤壺)	吏西 略
天慶4	2 8	22 5	慶子入内 成明文選竟宴			承香殿		<慶子>梨壺	吏本朝
天慶5	1 6 6 10	14 20 21 27	走馬奉納 菊宴於承	承香殿 承香殿カ	綾綺殿		麗景殿		吏本朝 本朝 略
天慶6	1 1 5	16 24 29	女踏歌 内宴		綾綺殿 綾綺殿カ	承香殿			吏路 吏
天慶7	4 9 閏12	22 14 2	成明立太子 東宮荷前		綾綺殿	→梅壺 藤壺カ 梅壺			略九 九
天慶8	5	9	中宮修法	(承香殿)					貞
天慶9	4 4 4 4 5 7 7 8 10	20 22 26 28 19 9 10 17 10	朱雀讓位 村上踐祚 穩子太皇太后 村上即位 行幸	弘徽殿カ →主殿寮 →朱雀院 朱雀院	→綾綺殿 →弘徽殿 弘徽殿 →主殿寮 →朱雀院 朱雀院	梅壺カ 承香殿カ →綾綺殿		<安子>梨壺	略九 踐祚 踐祚 貞 貞 貞 貞 大嘗
天曆元	1 1 3 3 4 11 12	2 4 9 15 15 28 14	院祥礼・中宮大饗 朝觀行幸 行幸 行幸 行幸 行幸 穩子行啓	朱雀院 朱雀院 朱雀院 (朱雀院) 朱雀院 (朱雀院) (内裏へ)	朱雀院 朱雀院 朱雀院		(内裏へ)		略貞 略貞 略略略 略略略
天曆2	1 1 3 3 8 8 10	2 3 9 17 19 22 9	中宮大饗 朝觀行幸 行幸 行幸 行幸 行幸	朱雀院 朱雀院 朱雀院 (朱雀院) →二条院 二条院	朱雀院 朱雀院			<安子>藤壺カ	略略略略 略略略略 略略略略
天曆3	1 3 9 10 11	5 9 6 26 26	朝觀行幸 行幸 行幸 行幸	二条院 (二条院) 二条院 (二条院) →朱雀院	→朱雀院				略略略略略
天曆4	7 10 10	23 15 22	憲平立太子 朱雀院火事	→二条院	→二条院			<憲平> →桂芳坊	園太曆 略西
天曆5	1 1 2	5 13 13	朝觀行幸 (朝觀) 行幸 行幸	二条院 二条院 (二条院)	二条院				遊遊西
天曆6	1 4 8 8 11	3 15 15 20 カ	朝觀行幸 朱雀崩御	二条院 →主殿寮 →弘徽殿	→仁和寺				遊寺雜 類符 九
天曆7	1 ?	3 ?		弘徽殿 →昭陽舍					近
天曆8	1 1 4	4 7 23	穩子崩御	梨壺 (→二条院)				<憲平> →梅壺	村西扶 村略
天曆9	1	4	法華御八講	(於弘徽殿)					西扶
天曆10	12 ?	4 ?					承香殿へ 藤壺より退出		要記 中外抄

凡例：要記=『一代要記』 御産=『御産部類記』 九=『九曆』 玉和=『玉葉和歌集』 遊=『御遊抄』  
 近=『近衛家文書』 西=『西宮記』 踐祚=『踐祚部類抄』 寺雜=『醍醐寺雜事記』 醍=『醍醐天皇御記』  
 大嘗=『大嘗会御禮部類記』 貞=『貞信公記』 略=『日本紀略』 扶=『扶桑略記』 本朝=『本朝世紀』  
 万和=『万代和歌集』 村=『村上天皇御記』 吏=『吏部王記』 類符=『類聚符宣抄』